

よなどの国保

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新について

令和4年7月31日をもって、お手持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、新しい保険証を7月上旬に簡易書留で世帯主の方へお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くことになります。

保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。

○有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は令和5年7月31日です。1年間お使いいただきますので、大切に保管してください。なお、次の方は、有効期限が異なったものとなります。

- ◎後期高齢者医療制度に変わる方(令和5年7月31日までの間に75歳になる方)
- ◎高齢受給者に該当する方(令和5年7月1日までに70歳になる方)
- ◎学生の届けをされた方で令和5年7月31日までに卒業予定となる方

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。ご不在のため配達できなかった書留は、郵便局の配達員が不在連絡票をおいていきます。郵便局に電話されますと、希望される日または時間帯に再配達されます。一定期間、受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送となります。

※新しい保険証が届きましたら、有効期限が令和4年7月31日となっている古い保険証は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

※高齢受給者(70歳以上75歳未満)の方は、8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新について

令和4年7月31日をもって、お手持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬以降に簡易書留で新しい保険証をお送りします。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。新しい保険証は、8月1日から使用してください。

○有効期限について

新しい保険証の有効期限は令和4年9月30日です。10月から利用いただく保険証は、9月頃に改めてお送りする予定です。

※窓口負担割合の見直し(一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります)に伴い、令和4年度は被保険者全員に対して、被保険者証を2回交付する予定です。

1回目…令和4年7月中に、有効期限が令和4年9月30日までの被保険者証を送付します。

2回目…令和4年9月中に、令和5年7月31日までの被保険者証を送付します。

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。ご不在のため配達できなかった書留は、国民健康保険被保険者証の更新についての「保険証に関する注意事項」下線部分と同様となります。

なお、8月になりましたら、有効期限が令和4年7月31日となっている古い保険証は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

令和4年7月1日

令和4年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)と、年金から天引きする方法(特別徴収)がありますので、納入通知書が届きましたら納付方法をご確認ください。

○保険料を納付書・口座振替で納付の方(普通徴収)

納付書でお支払いの方へは、7月中旬に納付書を8期分まとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、収納推進課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

また、スマホ決済やインターネットを通じてクレジットカードによる納付(後期高齢者医療保険料を除く)もできます。【クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。】

口座振替をご利用の方は、納期限の日に指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、振替口座をご確認ください。

令和4年度国民健康保険料の納期限

1期	8月1日(月)	4期	10月31日(月)	7期	1月31日(火)
2期	8月31日(水)	5期	11月30日(水)	8期	2月28日(火)
3期	9月30日(金)	6期	12月26日(月)		

※納期限内での納付が困難な方は、収納推進課(23-5124)へご相談ください。

※国民健康保険料は保険課の窓口で、ペイジー口座振替受付サービスをご利用できます。必要なものは、対象金融機関のキャッシュカード(手続きができるのは口座名義人の方のみ)及び本人確認書類です。

○保険料を年金から天引きの方(特別徴収)

納付月は、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。

※国民健康保険料を特別徴収されていた方で、今年度75歳の誕生日を迎えられる場合、あるいは要件を満たさなくなった場合は、**特別徴収が中止となります。**

※保険料の滞納がない方で、特別徴収を中止して、口座振替による納付への変更をご希望の方は、保険課または淀江支所地域生活課で7月29日(金)までに手続きされますと、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

【手続きに必要なもの】保険証、振替口座の預(貯)金通帳と届出印

○国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免制度があります

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件(1, 2のいずれか)を満たす方は、保険料が減免の対象となります。

1 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯の方については、保険料が全額免除になります。

2 次の要件の全てに該当する世帯の方は、保険料の一部が減免されます。

(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが前年に比べて10分の3以上減少見込みであること。

(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(合計額によって減免額が異なります。)

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

・減免額については、前年の合計所得金額に応じて決定します。

・申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

◆災害や病気など特別な理由で国民健康保険料等の納付が困難な場合は減免となります。

※対象となる保険料は、減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分となります。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

○国民健康保険加入の方

現在交付している認定証は、令和4年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、7月1日(金)以降に保険課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請してください。

	年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
対象となる方	70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
	70歳以上 75歳未満	課税世帯	所得区分が現役並み所得者Ⅰ及び現役並み所得者Ⅱの方は限度額適用認定証 (注)
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

(注) 所得区分が現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満
 所得区分が現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満
所得区分が一般(課税所得145万円未満)及び現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)の方は、医療機関に保険証を提示することにより自己負担限度額までの支払いとなることから限度額適用認定証は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和4年8月から令和5年7月の期間は、令和4年度の住民税課税状況で判定します。

○後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方(令和4年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方)で所得区分が変わらない場合は、自動更新になります。更新した認定証は7月中旬以降保険証と一緒に郵送いたします。

また、新たに認定証が必要な方は7月1日(金)から随時交付いたしますので保険証をお持ちになり、保険課または淀江支所地域生活課で申請してください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※認定証が必要な方と必要でない方は、世帯の所得に応じて変わります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和4年8月から令和5年7月の期間は、令和4年度の住民税課税状況で判定します。

<高額療養費制度と限度額適用・標準負担額減額認定証について>

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される『高額療養費制度』があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、あらかじめ『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受け、医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、1か月(1日から月末まで)の医療費が自己負担限度額までの支払いとなります。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合、高額療養費支給の申請が必要となることがあります。

交通事故などにあつたとき(第三者行為)

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為による治療に米子市国民健康保険(国保)を使う場合は、保険課への届出が必要です。

第三者の行為の場合、加害者が責任に応じて医療費の全額を負担することが原則ですが、国保を使うことにより加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとで国保が給付した医療費を加害者へ請求(求償行為)します。

届出をしないまま加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が支払った医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合は、国保が支払った医療費は被害者の方が返還することとなります。

交通事故などで治療を受ける場合は、保険課にご相談・届出をお願いいたします。

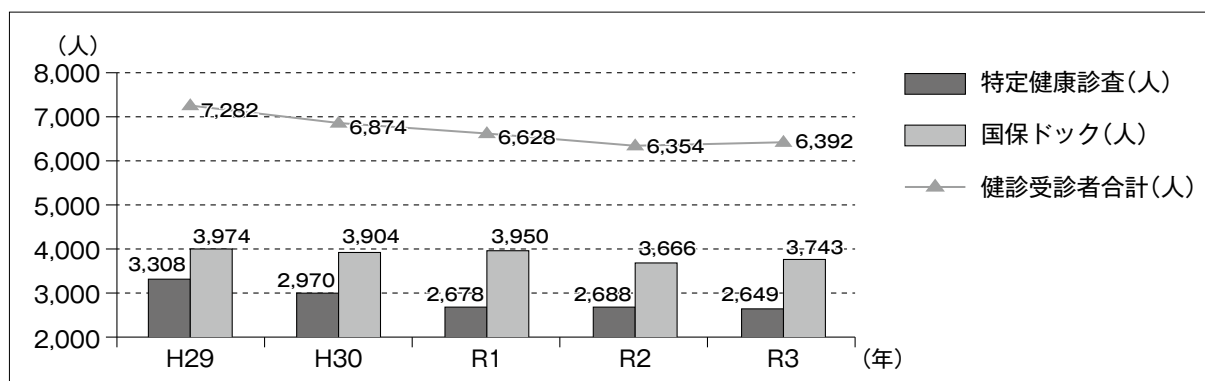
後期高齢者医療制度の方も交通事故などの第三者行為が原因で治療を受ける場合は、鳥取県後期高齢者医療広域連合へ届出が必要です。

最近の健診の受診状況をお知らせします

健康推進室では、鳥取県国民健康保険団体連合会に設置されている保健事業評価・支援委員会の助言をいただきながら保健事業を実施しています。

この度は、健康づくりの基本ともいえる健康診査の過去5年間の状況をお知らせします。

【受診者数の推移】保険課 集計より



健康がい～な講演会のお知らせ

皆様のご参加をお待ちしています。

日時 令和4年8月5日(金) 午後1時30分～3時

場所 米子市保健センター 運動指導室(ふれあいの里 3階)

内容 講演「マスクとワクチンだけで大丈夫? 100歳時代に知っておきたい健康の知恵」

講師 鳥取大学医学部地域医療学講座 李 瑛(り よん)氏

※入場無料、申込不要です。

健康推進室では、皆様の健康状況に応じた健康づくり事業に努めてまいります。

米子市保険課 TEL(0859)23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5121(高額療養費等)
23-5407(健康診査、保健指導等)
米子市収納推進課 23-5124(納付相談等) 23-5161(口座振替等)